

Info
年始のごみ収集日程

年始のごみ収集は、1月4日(水)から平常どおり収集を行います。

●年始のごみと資源収集、し尿取り業務案内

とき		1月	
区分	可燃	第1地区	7日(土)から
		第2地区	6日(金)から
	不燃	第1地区	5日(木)から
		第2地区	4日(水)から
○ごみ収集	第1地区	12日(木)から	
	第2地区	11日(水)から	
○資源分別収集(缶・ビン・紙パック・ペットボトル・食品トレイ・容器包装プラスチック・金物・発泡スチロール)		15日(日)	
○紙資源分別収集		6日(金)から	
○リサイクルステーション		5日(木)から	
○し尿取り			

▼住民課環境保全グループ
☎ 28・0916

募集
マイナンバーカード受取り

休日開庁日に限り、マイナンバーカードの予約受付を開始します。予約の受付は「受け取り」に限り豊山町公式LINEから申し込みが可能です。

1月14日(土)、1月29日(日)に役場住民課にて休日窓口を開きます。休日窓口では、マイナンバーカードの「申請

書の発行」「受け取り」「パスワードロックの解除」「更新」を行います。

マイナンバーカードの申請は、写真撮影とともに、平日の専用窓口にて、お手伝いをしています。

※マイナンバーカードの特典

・2月末までポイント付与(12月末までに申請された方)

・「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」をコンビニで取得

▼休日窓口

1月14日(土)、1月29日(日)
午前9時～午前11時30分、午後2時～午後4時30分まで

▼ところ 役場1階2番窓口住民課

▼持ち物
「申請書の発行」 本人確認書類
「受け取り」 通知ハガキ、通知カード、本人確認書類

「ロック解除」 本人確認書類、マイナンバーカード
※受け取りは、必ずご本人が来庁してください。

※本人確認書類は、顔写真付き以外は2点必要です。(学生証は顔写真付きでも2点必要)

※午前中に限り、予約をされていない方の受付も致しますが、「受け取り」予約を事前にされた方が優先となりますので、お時間に余裕をもってお越しください。午後の「受け取り」は完全予約制となります。

▼問合せ 住民課住民・年金グループ

Info
ポイ捨てをしないで

☎ 28・0966

散乱するたばこの吸い殻や、空き缶などのポイ捨てで、まちの景観が損なわれるだけでなく、生活環境にも悪影響を与えることとなります。

町内の環境美化のためにも、皆さんのさらなるご理解とご協力が必要です。マナーを守り、ポイ捨てのないきれいなまちを目指しましょう。

また、令和四年十月一日施行の豊山町きれいなまちづくり条例第七条において、空き缶等及び吸い殻等を自ら生じさせた者は、当該ごみを自宅等に持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならぬとされています。本条に違反した者への対応として町は、指導、勧告及び命令ができることとしています。

▼問合せ 住民課環境保全グループ
☎ 28・0916

豊山町きれいなまちづくり条例抜粋

(ポイ捨て防止)

第7条 空き缶等及び吸い殻等を自ら生じさせた者は、当該ごみを自宅等に持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

2 ポイ捨てのおそれのある物の製造又は販売を行う事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第9条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第10条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置を講ずることが出来る。

(命令)

第11条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、前条に規定する勧告をしたにもかかわらず、その者が当該勧告に従わないときは、当該違反を是正するため必要な措置を講ずることが出来る。